

- i 本報告書は、測定を実施した単位作業場所ごとに発行すること。
- ii 記載に当たっては、この記載要領を参照して測定結果を正しく記入すること。
- iii 「報告書（証明書）番号」は、後日この番号により測定内容を追跡できるように番号を付けること。

報告書（証明書）A・B共通

No.

②-(2) 作業環境測定結果の管理を担当する作業環境測定インストラクター又はそれと同等以上の能力を有する者の氏名を記載すること。

- ⑤ 作業環境測定に関するデザイン、サンプリング及び分析技術に係る精度管理事業の参加の有無を記載すること。
- ⑥ 事業場からの問い合わせに的確に回答できる当該単位作業場所の作業環境測定を実施した測定士名を記載すること。
 1. 当該事業場（工場）で通常用いている作業場の名称を記入すること。
 2. 管理濃度の値は単位を付けて記入すること。（混合溶剤の場合には混合溶剤（主成分の物質名）を記載し、管理濃度は換算値として「1（無次元）」と記載すること。）
 3. 2日目の測定を実施しなかった場合は該当欄に※印を記載すること。
 4. ・A測定結果の1日目、2日目の欄には M_1 、 M_2 を、1日目と2日目の総合欄にはMの値を記載すること。（1日目のみの場合、1日目と2日目の総合欄には M_1 の値を記載すること。）
 - ・B測定値が定量下限の値に満たない場合には、定量下限の値を記入すること。
 - ・A測定のみ実施した場合は、「B測定値」の欄に斜線を引くこと。
 - ・A測定及びB測定の「区分」の欄は該当項目を○で囲むこと。
 管理濃度をE、第1評価値を E_{A1} 、第2評価値を E_{A2} として、 $E_{A1} < E$ ならば「Ⅰ」、 $E_{A1} \geq E \geq E_{A2}$ ならば「Ⅱ」、 $E_{A2} > E$ ならば「Ⅲ」、 $C_B < E$ ならば「Ⅰ」、 $E \times 1.5 \geq C_B \geq E$ ならば「Ⅱ」、 $C_B > E \times 1.5$ ならば「Ⅲ」が該当すること。
 - ・管理区分の欄は該当項目を○で囲むこと。

[事業場記入欄]

作業環境測定機関が記入するのではなく、「安全衛生委員会、衛生委員会又はこれに準ずる組織の意見」、「産業医又は労働衛生コンサルタントの意見」に、この測定結果を基に、今後、改善して行くべき点に対するそれぞれの立場からの具体的方法等を記載させ、「作業環境改善措置の内容」には、その講じた措置の概要を具体的に記載するよう**[事業場記入欄]**の作成者に説明すること。この際同一用紙上に記入できない場合には別紙として添付させてもよい旨について説明すること。

1 A及び1 Bページに掲げる表

No.	A	B
⑪	実施の項目別に業務に携わった測定士の氏名を記入する。	
⑬		有機溶剤の第1種にあつては有1・第2種にあつては有2を、鉛にあつては鉛を、特定化学物質等の第1類にあつては特1・第2類にあつては特2を、石綿にあつては石を、これら以外の物質についてはその他を○で囲むこと。
⑭	当該作業場で発散する物質の名称をクレール、タルク、カーボンブラック、石英、亜鉛、アーク溶接ヒューム等具体的に記入すること。	通称「例えばクロム酸系顔料、ジアゾ染料、クリアラッカー、ゴム系接着剤等」を記入すること。
⑮	Kg、L等単位も忘れずに記入すること。	
⑯	欠番	鉛にあつては、安衛法施行令別表第4、有機溶剤にあつては、有機則第1条第1項第6号に掲げる業務の記号を記入すること。
⑰	欠番	特定化学物質にあつては、安衛法施行令別表第3、有機溶剤にあつては、安衛法施行令別表第6の2に掲げる物質の名称、「その他」に○をつけた場合には、これらに準じて名称を記入すること。
⑱	欠番	㉞で有の場合、基発第461号通達「平成2年7月17日」を参照して算出した値を記入すること。
㉚	B測定値が2以上得られた場合には、そのうち最大の値が得られた日時等を記入すること。	
㉛	測定を実施した単位作業場所が分かるように番号等を記入すること。	
㉜	おおよその広さを記入すること。	
㉝	㉜の数と異なる場合のみ記入すること。記入しない場合には、「-」を記入すること。	
㉞	デザインを実際に行った作業環境測定士が、決定理由を記述すること。（3）に最終的に単位作業場所を決定した理由を記述すること。	
㉟	デザインを実際に行った作業環境測定士が、決定理由を記述すること。	
㊱	デザインを実際に行った作業環境測定士が、決定理由を記述すること。	
㊲	デザインを実際に行った作業環境測定士が、決定理由を記述すること。	
㊳(2)	A測定点の間隔を6m超に決定した理由を記述すること。	
㊴	作業環境測定基準第2条第3項、第10条第3項又は第13条第3項の規定に基づく所轄労働基準監督署長の許可（以下「署長許可」という。）を受けている場合に記入すること。	

2 A及び2 Bページに掲げる表 A・B共通

- (1) 事業場名、作業場名を記入する。図面に関しては、測定実施時の単位作業場所及びその周囲との様子が理解できるように、「記号」を参照して、主要な設備、A測定点、B測定点、併行測定点、局所排気装置のフードの位置、気流の滞留状態、作業者の位置、単位作業場所の範囲、風速及び風向き等記入すること。また、必要に応じ、発生源、全体換気装置、窓等の開口部等の位置等も記入すること。ただし、一つの作業場に単位作業場所が2以上ある場合には、単位作業場所の位置関係が分かるような図又は単位作業場所の四方が仕切られていない場合には単位作業場所の周辺の作業場が分かるような図を併記すること。この際、同一用紙上に記入できない場合には別紙として添付してもよい。
- (2) その他必要とする記号等は、記号のところに必ず記号と説明とを記入すること。
- (3) A測定を同一測定点で繰り返し行ったときは、3 A及び3 Bページの表の(34)中の測定点の番号と一致するように、図面には次のように記入すること。
- i 測定点が1点の場合……①～n
- ii 測定点が2点以上の場合には次のように記入する。

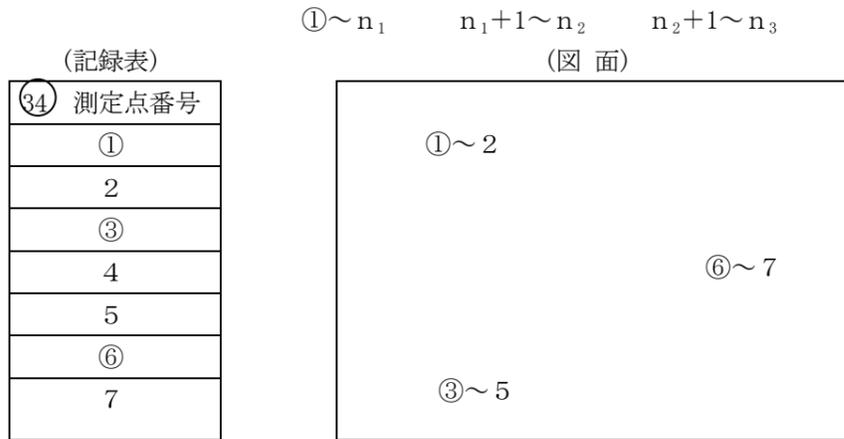


図1 繰り返し測定の記入例

- (4) 設備等があつて測定が著しく困難な位置を除く場合には、その旨を(注)として記述すること。

- 〔記号〕 ①、②、③……：A測定点 ㊦：B測定点 ●：併行測定点 ☒：発生源
- △：囲い式フード ▲：外付け式フード ←：気流方向 ⊙：気流滞留状態
- ⊕：上昇気流 ⊖：下降気流 ⊗：気流拡散状態 ⊛：気象測定地点
- ：作業者位置 ○：作業者移動位置 □：単位作業場所の範囲
- ∞：換気扇 ∞：扇風機 ⇄：プッシュプル

※単位作業場所の縦・横の寸法は必ず記入すること。その他必要な事項については記載要領を参照。

3 A及び3 Bページに掲げる表 3 Bページに掲げる表のみ

- (1) 2日間測定を行う場合又は6物質（監督署長許可を受けている場合にあっては、5物質）以上の場合には、3 Bページを2枚用いて記録すること。
- (2) 監督署長許可を受けている場合には、第1欄の(30)に(検)と、(35)C₀に検知管の指示値を記入し、(36)C₀/E₀に測定値（換算値）を記録すること。

No.	A	B
(30)	欠番	(17)で記入した名称を記入すること。署長許可により検知管を用いて測定を行った場合は、第1欄(検)と記入すること。
(31)	欠番	作業環境評価基準（昭和63年労働省告示第79号）別表に従って記入すること。
(32)	相対濃度の表示単位を記入すること。	欠番
(34)	A測定を同一測定点で繰り返し行ったときは、2 A及び2 Bページの図面中の測定点の番号と一致していること。監督署長許可により検知管を用いて併行測定を行った場合には、その測定点を○で囲むこと。	
(35)	相対濃度指示方法による測定の場合には、(34)の値を用いて質量濃度を求めて記入すること。	各測定点における有害物質の濃度を記入すること。署長許可により検知管を用いて測定を行った場合、「C ₀ 」欄を用いて検知管指示値を記入すること。
(36)	欠番	各測定点における有害物質の濃度を各有害物質の管理濃度で除した値を記入すること。監督署長許可を受けている場合には、(34)の値を用いて換算値を求めて記入すること。
(37)	欠番	各測定点における有害物質の濃度を各有害物質の管理濃度で除した値の和を記入すること。
(38)	2以上の測定点においてB測定を実施した場合には、その値をそれぞれ記入すること。	
(39)	(11)の実際に測定した作業環境測定士が各項目について平易に記入すること。	

4 A及び4 Bページに掲げる表

4 Aページの「8 粉じん濃度の測定に使用した機器等」の測定方法別に該当する箇所に記入をすること。ただし、イの測定はすべての測定点で質量濃度を測定する場合であること。併行測定を行った場合には、イ、ロに記入する。2 日間測定を行う場合には、4A ページを2 枚用いて記録すること。

No.	A	B
㉑		該当する項目をすべて○で囲むこと。検知管を○で囲んだ場合、() 内に使用した検知管を記入すること。その他を○で囲んだ場合には、() 内に試料採取方法を記入すること。
㉒		㉑で○をつけたすべての方法について記入すること。捕集袋による採取の場合には、使用した捕集袋の容量も記入すること
㉓	一つの試料の捕集に要した時間を記入すること。	
㉔(2)	使用した天秤機器名と型式を記入すること。また、() 内には読取限度を記入すること。	欠番
㉔(3)	使用したろ過材の名称と型式を記入すること。	欠番
㉕	厚生労働省労働基準局長が指定する者によって較正された年月日を記入すること。	
㉖		該当する項目を○で囲むこと。その他を○で囲んだ場合には() 内に分析方法を記入すること。
㉗(2)	併行測定時間を記入すること。	欠番
㉗(3)	相対濃度計による A 測定点の測定時間を記入すること。	欠番
㉘(2)	欠番	サンプリング試料の前処理、分析等を実施した期間を記入すること。また() 内は実日数を記入すること。
㉙	() 内には㉚で記入した単位を記入すること。	
㉚		混合有機溶剤の測定の場合は、換算値を記入すること。
㉛	捕集時間を記入する。	
㉜(2)	ろ過材に捕集された粉じんの質量を記入すること。	欠番
㉝		混合有機溶剤の測定の場合は、換算値変換係数を記入すること。
㉞	欠番	混合有機溶剤の測定の場合は、換算値を記入すること。
㉟	欠番	混合有機溶剤の測定の場合は、換算値変換係数を記入すること。
㊱	基発第 462 号通達 (平成 2 年 7 月 17 日) の記の第 1 の 2 に示す値を記入すること。	欠番

5 A ページに掲げる表

㉑	定性分析・定量分析に該当する項目を○で囲むこと。その他を○で囲んだ場合には、() 内に測定方法を記入すること。	欠番
㉑(2)	自機関または外部委託の場合は、該当する項目を○で囲むこと。外部委託の場合は、委託機関名等を記入すること。	欠番
㉒	「試料の種類」、「粒度調整方法」のそれぞれについて該当する項目を囲むこと。	欠番
㉒(2)	該当する物質を○で囲むこと。	欠番
㉒(3)	定性分析で該当した物質の定量値を記入すること。	欠番
㉓	Q の値を求める場合には、計算に用いる各物質の値を() 内に記入のうえ、計算すること。	欠番
㉔(2)	遊離けい酸含有率の測定に係る前処理、分析等を実施した期間を記入すること。また、() 内は実日数を記入すること。	欠番

①	評価値の計算に用いた「M」は、次式を用いて算出した値を記入すること。 (2日間の場合) $M = \sqrt{M_1 \cdot M_2}$ 又は $\log M = (\log M_1 + \log M_2) / 2$ (1日間の場合) $M = M_1$
②	評価値の計算に用いた「σ」は、次式を用いて算出した値を記入すること。 (2日間の場合) $\log \sigma = \sqrt{(\log^2 \sigma_1 + \log^2 \sigma_2) / 2 + (\log M_1 - \log M_2) / 2}$ (1日間の場合) $\log \sigma = \sqrt{\log^2 \sigma_1 + 0.084}$
③	作業環境評価基準第3条に従って算出した第1評価値を記入すること。
④	作業環境評価基準第3条に従って算出した第2評価値を記入すること。
⑤	⑧に2以上の数値がある場合には、最大値を記入すること。ただし、定量下限の値に満たない場合は、定量下限の値を記入すること。
⑥	() 内は該当する項目を○で囲むこと。(混合有機溶剤の場合は無次元を○で囲むこと。)
⑦	該当する項目を○で囲むこと。
⑧	該当する項目を○で囲むこと。
⑨	該当する項目を○で囲むこと。
⑩	評価を行った作業環境測定士の氏名を記入すること。